

フラグシップ・ニュース 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第477号 この資料は全部お読みいただいて140秒です。

今回のテーマ： 非上場会社の会計基準の今後～会計基準と税法基準～

上場会社はIFRS時代到来

IFRS（国際会計基準）は2015年または2016年から、上場会社の連結財務諸表に強制適用される見通しです。適用第1号は日本電波工業で、2010年3月期の連結財務諸表から適用しています。

非上場会社の会計基準は？

非上場会社にはIFRSの強制適用は、現段階ではありません。では、今まで非上場会社に強制適用される会計基準はあったのでしょうか。

会社計算規則・企業会計原則・中小企業の会計に関する指針などの他、国際会計基準とのコンバージェンスによる各会計基準もあり、抛るべき会計基準は種々存在しますが、強制されるものはありません。外部会計監査が義務づけられている会社法上の大会社以外の企業は、主として法人税法の基準（税法基準）により会計処理を行ってきたという現実があります。

非上場会社が税法基準を採用してきた理由

非上場会社の多くが税法基準を採用してきた理由を一言でいえば、税引き前利益に税率を掛ければ税金が計算され、当期（税引き後）利益との繋がりがわかりやすいためです。法人税申告が株主総会の承認を条件とする確定決算主義をとっていることも大きな原因です。

また、一元的に計上額が算定できる税法基準でやっていれば、決算書の作成も簡便で、経理部門の作業が楽になることも隠れた要因です。自社がどのような会計基準でやっているかに関心を持つ経営者は極めて少数です。

税法基準に問題はるか？

税法では潜在的債務の計上は認めておらず、連結主体・キャッシュフローは税法の枠外の概念です。よって、税法基準への依存度が高いと、会社の財務安全性・グループ全体の状況・詳細な資金繰り状況などが決算書からはわからず、経営する立場、投資する立場、債権者の立場、それぞれの立場から大きな弊害となります。税法基準は会社の信用力の測定という面で明らかに劣ります。

今後の非上場会社の進むべき方向性

IFRSは、既に世界100カ国以上で適用を要求または許容している、国際的スタンダードになると予想されるものです。

経済のアジア化・国際化が進展し、中小企業が海外の市場を求めて進出することも珍しくない状況下、海外での信用力アピールのため、IFRSの適用が避けて通れない状況も予想されます。2009年7月には、国際会計基準審議会（IASB）が、中小企業の国際的スタンダードとして、上場会社向けIFRSより簡便な中小企業向けIFRS（IFRS for SMEs）を公表しています。強制適用は上場会社だけのIFRSですが、中小企業でも決して無関係ではないこととなります。

お見逃しなく！

7月30日、「非上場会社の会計基準に関する懇談会」（座長：安藤英義専修大学教授）が、「会社法上の大会社以外には新会計指針を策定するのが適当」という検討結果を公表しています。新指針は、①中小企業経営者が容易に理解できる②国際基準の影響を受けない③法人税法を配慮④公正妥当な企業会計の慣行を考慮 という趣旨に基づくとされます。

強制される会計基準がない非上場会社にとって、IFRS完全適用前の今こそ、税法基準のままで良いかなど、自社が採るべき会計基準を検討すべき時期であるといえます。